

目 次

会期日程表	1
第 1 号 (2月17日)	
開会、閉会の日時	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	3
事務局出席者	3
議事日程	4
追加議事日程	4
開会及び開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
議案第1号の上程、説明、質疑、委員会付託	5
議案第2号の上程、説明、質疑、委員会付託	7
議案第3号の上程、説明、質疑、委員会付託	9
議案第4号の上程、説明、質疑、委員会付託	9
報告第1号の上程、報告	10
報告第2号の上程、報告	10
日程の追加	11
議案第1号及び議案第2号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	11
日程の追加	13
議案第3号及び議案第4号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	14
日程の追加	16
決議案第1号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	16
閉会の宣告	18
署名議員	18

令和2年第1回臨時会会議録
(会期日程表)

開会 令和2年2月17日
会期 1日間
閉会 令和2年2月17日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
2月17日	月	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・議長諸般の報告・議案提案説明・報告2件 議案第1号及び第2号質疑、総務常任委員会付託 議案第3号及び第4号質疑、経済建設常任委員会付託
		委員会	午前10時40分	議案第1号及び第2号総務常任委員会（説明～採決）
		委員会	午前11時10分	議案第3号及び第4号経済建設常任委員会 （説明～採決）
		本会議	午前11時50分	議案第1号及び第2号総務常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 議案第3号及び第4号経済建設常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 決議の処理（閉会）

会期日数 1日間 本会議日数 1日間 委員会日数 1日間

令和2年第1回大宜味村議会臨時会会議録

(第1号) 令和2年2月17日

1. 開会、閉会の日時

開 会 (令和2年2月17日 午前10時00分)

閉 会 (令和2年2月17日 午後0時27分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

2 番議員 宮 城 良 治

3 番議員 仲井間 宗 利

4 番議員 友 寄 景 善

5 番議員 大 山 美佐子

6 番議員 大 城 邦 彦

7 番議員 宮 城 貢

8 番議員 吉 浜 覚

9 番議員 安 里 重 和

10 番議員 平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 宮 城 功 光 住民福祉課長 佐久川 紀 亮

副 村 長 島 袋 幸 俊 企画観光課長兼
プロジェクト推進室長 福 地 亮

総 務 課 長 知 念 和 史 建設環境課長 新 城 寛

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 大 嶺 実 主 事 仲 村 亮 人

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4	議案第1号	大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例	提案説明 質疑～付託
5	議案第2号	大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	提案説明 質疑～付託
6	議案第3号	平成30年度大川川護岸改修工事の請負契約の変更について	提案説明 質疑～付託
7	議案第4号	令和元年度大川川護岸改修工事の請負契約の変更について	提案説明 質疑～付託
8	報告第1号	専決処分の報告について	報告
9	報告第2号	専決処分の報告について	報告

7. 追加議事日程（第1号の追加1）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	議案第1号	大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
2	議案第2号	大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
3	議案第3号	平成30年度大川川護岸改修工事の請負契約の変更について	委員長報告 質疑～表決
4	議案第4号	令和元年度大川川護岸改修工事の請負契約の変更について	委員長報告 質疑～表決
5	決議案第1号	J Aおきなわ店舗統廃合計画を見直し、大宜味支店の存続を求める要望決議	提案説明 付託省略

◎開会及び開議の宣告

- 議長（平良嗣男） 起立、礼。おはようございます。
ただいまから令和2年第1回大宜味村議会臨時会を開会します。
本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

- 議長（平良嗣男） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番 仲井間宗利議員及び4番 友寄景善議員を指名します。
-

◎会期の決定

- 議長（平良嗣男） 日程第2 会期の決定を議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。
したがって会期は、本日1日間に決定しました。
-

◎諸般の報告

- 議長（平良嗣男） 日程第3 諸般の報告を行います。
本臨時会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。
これで諸般の報告を終わります。
-

◎議案第1号の上程、説明、質疑、委員会付託

- 議長（平良嗣男） 日程第4 議案第1号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。
提案理由の説明を求めます。村長。
(宮城功光村長 登壇)
- 村長（宮城功光） おはようございます。
議案第1号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和2年2月17日提出
大宜味村長 宮城功光

提案理由

国民健康保険制度の都道府県単位化に伴う、沖縄県から示された標準保険料（税）率を踏まえ、保険

財政の赤字解消及び保険税統一に向け、大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する。

内容につきましては、担当課長のほうから説明します。

○ 議長（平良嗣男） 住民福祉課長。

（佐久川紀亮住民福祉課長 登壇）

○ 住民福祉課長（佐久川紀亮） それでは、内容を説明いたします。

今回の改正は、沖縄県国民健康保険運営方針で示された保険税統一に向けた改正となっています。県が示している標準的な保険税の算定方式では、所得割・均等割・平等割の三方式となっていますが、本村では資産割を含む四方式となっているため、資産割の廃止に向けた段画的な見直しと、統一後の標準保険税を見据えた、均等割・平等割の段階的な見直しとなっております。

また、本村の国保財政健全化の一助として、保険税調定総額の増加及び保険税収入の確保、向上を図るものとなっております。あわせて赤字補てん繰入金を抑制し、一般会計の負担減を図る内容となっております。

附則としまして、令和2年4月1日から施行することとなっております。

なお、説明資料については、新旧対照表及び参考資料を添付していますので御参照下さい。詳細については、委員会で説明したいと思います。御審議のほどよろしくお願ひします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから議案第1号について質疑を行います。質疑ありませんか。4番 友寄景善議員。

○ 4番（友寄景善） 先ほどの説明で、統一化に向けての改正ということですが、現在、大宜味村は所得割、資産割、均等割、平等割の四方式であるということから、統一化に向けて三方式。その三方式の中には資産割が入っていない。資産割を入れないということは、それなりの合理的な理由があるはずですが。この合理的な理由は何なのか。なぜ資産割を除いて新しい制度に移行するのか。そこら辺の説明をお願いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（佐久川紀亮） お答えいたします。

県が示している保険税統一に向けた方針では、資産割を除いた三方式ということで、ほかの市町村においても、大きい市町村においては三方式をとっているんですが、今現在、四方式の市町村もありまして、そちらも統一後には三方式に持っていくというのが県の方針としてあります。そのため、それにあわせていく考えでございます。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 4番 友寄景善議員。

○ 4番（友寄景善） 私が質疑しているのは、なぜ大宜味村は資産割を減らしたかということで、その理由。ただ、県が示したのが三方式だからすぐ三方式に行くのではなくて、三方式に行くにはそれなりの理由があるはず。資産割があったのに、なぜ資産割をあえて除いたのか。それは村としての考え方が何かあるはずなんです。県が資産割を外しているからということでは、あまり説得力がないと思います。

私、かねてからこの制度に関しては非常に疑問を持っておりました。この資産割の件ですが、大宜味村内に資産を持っている人は、確実に資産割で課税、保険税が算定されるわけなんです。ところが大宜味村以外に資産を持っている人、村内にもたくさんいると思います。村外、県外にも資産家はいると思

います。その方々の資産は、今の制度では反映されていないということになっていると思います。ですから、非常にこれは不公平感がある。大宜味村民であっても村外資産がある、土地、家屋があると保険税に反映されない。これは非常に不平等。ですから、今、県方式に、段階的に見直すということがありますけれども、保険税が徐々に上がるから、資産割の分がないから、保険税が徐々に上がっていくから、これを緩和するために段階的に引き上げるということになっていますが、資産割で課税された方は、これは非常に不平等というんですか、不公平感がありますので、段階的ではなく、これは公平性から見て一気にこれを廃止して改めるべきではないかというふうなことがありますので、段階的ではなく、早目に資産割を全廃してほしいと思いますが、今後、段階的ということですが、どのようにして改めていくのかお伺いします。

○ 議長（平良嗣男） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（佐久川紀亮） 議員御指摘のとおり、平等性というところで資産割がある市町村、ない市町村がございまして、県としても統一化に向けて、今現状が住んでいる市町村によって保険税が違うとか異なるとか、方式の方法の違いとか、そういったものも統一化で同じようにしていくことが適切ではないかという考えもありまして、今回この三方式に改定する内容となっております。

今後の予定としましては、今回1回で資産割をなくすということも検討の中には入っていたんですが、そうした場合に、平等割、均等割での金額が相当、一度に上がってしまうということもありまして、段階的にそこは変えていったほうが良いということで、今回、令和2年度の改正の次は、私どもの考えとしましては、令和4年度に改正をいたしまして、最終的に令和6年度に統一化に向けた金額になるという形で考えております。

○ 議長（平良嗣男） 4番 友寄景善議員。

○ 4番（友寄景善） やっぱり、この不公平な制度は早目に改めてやるべきだと思います。今までの制度がおかしかったから、これを改めようという趣旨で改正するということと理解しております。以上で終わります。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第1号は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第5 議案第2号 大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第2号 大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和2年2月17日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

平南川ター滝駐車場及びその他村管理の公園等の運用状況に鑑み、公園等の管理運営に関し効率的な管理運営及び今後の村観光振興に寄与されることが期待できることから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者に行わせることを可能とするため、この案を提出する。

内容につきましては、担当課長から説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

（企画観光課長兼プロジェクト推進室長 登壇）

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） では、補足説明をさせていただきます。

説明資料のほうは10ページになりますが、新旧対照表を添付しております。

今回の改正は、平成29年度から実施しています平南川ター滝駐車場の管理運営業務につきまして、より効率のよい管理運営の可能性が見込まれることから、指定管理者制度を活用して行えるようにするための改正になります。

平南川ター滝駐車場の管理運営につきましては、利用者の利用方法やごみ放棄、路上駐車、ター滝の安全利用に関する課題の調査やエコツーリズム推進地域としての情報発信を行ってきており、平成30年度からは、駐車場使用料及びシャワー使用料を利用者から徴収し、村予算としても歳入歳出同額の360万円を計上して委託による管理運営を実施しております。

管理運営を行う前は、不法投棄の問題、事故発生時でも路上駐車による緊急車両などの進入への妨げの問題、大雨などによる災害が予想されるにもかかわらず沢のぼりを行う利用者がおり、重大な事故の発生につながったケースもありました。

管理運営後、特に今年度においては、重大な事故の発生がゼロ件であり、エコツーリズム推進の観点から取り組んだ本施設の運用に成果があったものと実感しているところでございます。

利用者数についても、平成29年度は1万500台、これは4月から11月になっております。また平成30年度は4月から11月で9,200台、約380万円の収入がありました。令和元年度、今年度は4月から1月末現在約9,900台で約490万円ほどの収入となっております。今年度は、年間を通しての管理運営を実施しており、寒い時期においても利用者は存在することが把握できていることで、年間での管理運営が行えらるとともに、年間での雇用機会の創出が見込めるものであることから指定管理者による管理が効果的であると判断しております。

大宜味村の公園等の管理につきましては、民間事業者による管理運営が可能となるよう、指定管理者制度の仕組みにより実施していけるようにするため、改正の内容につきましては、第12条から地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者の管理が可能となるようにするもので、第13条に指定管理者の業務、第14条に管理の基準、第15条に使用料の設定、第16条に使用料の収入を追加し、条例の一部改正の提案を行うものです。

詳細につきましては、委員会のほうで説明させていただきたいと思っております。御審議のほどよろしくお願いたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから議案第2号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
ただいま議題となっています議案第2号は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、委員会付託

- 議長（平良嗣男） 日程第6 議案第3号 平成30年度大川川護岸改修工事の請負契約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 議案第3号 平成30年度大川川護岸改修工事の請負契約の変更について
令和元年7月16日締結した平成30年度大川川護岸改修工事の請負契約について、下記のとおり増額変更契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- 1、既契約金額 金 9,075万円
- 2、増額 金 952万500円
- 3、合計変更契約金額 金 1億27万500円

令和2年2月17日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

土工、法面工、護岸工、雑工一式等の変更に伴い増額変更の必要があり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第6号）第2条の規定により、議会の議決が必要なため、この案を提出する。

なお、参考資料を添付しておりますので御参照ください。

- 議長（平良嗣男） これにて提案理由の説明を終わります。
これから議案第3号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
ただいま議題となっています議案第3号は、経済建設常任委員会に付託します。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、委員会付託

- 議長（平良嗣男） 日程第7 議案第4号 令和元年度大川川護岸改修工事の請負契約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 議案第4号 令和元年度大川川護岸改修工事の請負契約の変更について
令和元年7月16日締結した令和元年度大川川護岸改修工事の請負契約について、下記のとおり増額変更契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- 1、既契約金額 金 9,460万円

- 2、増額 金 423万5,000円
- 3、合計変更契約金額 金 9,883万5,000円

令和2年2月17日提出
大宜味村長 宮城功光

提案理由

護岸工、パラペット工、安全施設工、仮設工、雑工一式等の数量増減に伴い増額変更の必要があり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第6号）第2条の規定により、議会の議決が必要なため、この案を提出する。

なお、参考資料を添付しておりますので御参照願います。

- 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。
これから議案第4号について質疑を行います。質疑ありませんか。
(発言する者なし)
- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
ただいま議題となっています議案第4号は、経済建設常任委員会に付託します。

◎報告第1号の上程、報告

- 議長（平良嗣男） 日程第8 報告第1号 専決処分の報告についてを議題とします。
報告の説明を求めます。村長。
(宮城功光村長 登壇)
- 村長（宮城功光） 報告第1号 専決処分の報告について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年2月17日提出
大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、工事名が村道饒波石山線道路改良工事、金額181万6,100円で、主に護岸工、撤去工の増額変更です。

なお、専決処分書及び工事変更契約書を添付しておりますので御参照ください。

- 議長（平良嗣男） これで報告を終わります。

◎報告第2号の上程、報告

- 議長（平良嗣男） 日程第9 報告第2号 専決処分の報告についてを議題とします。
報告の説明を求めます。村長。
(宮城功光村長 登壇)
- 村長（宮城功光） 報告第2号 専決処分の報告について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年2月17日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、工事名が幼保連携型総合施設建築工事（建築）、金額130万5,700円で、主に地業工事（杭・基礎）の減額変更です。

なお、専決処分書及び工事変更契約書を添付しておりますので御参照ください。

○ 議長（平良嗣男） これで報告を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 委員会審査のため休憩します。

（午前10時23分）

○ 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 0時00分）

◎日程の追加

○ 議長（平良嗣男） ただいま総務常任委員会委員長から、先ほど付託しました議案第1号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例及び議案第2号 大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の委員会審査報告書が提出されました。

お諮りします。議案第1号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例及び議案第2号 大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として一括議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第1号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例及び議案第2号 大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として一括議題とすることに決定しました。

◎議案第1号及び議案第2号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（平良嗣男） 追加日程第1 議案第1号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例及び追加日程第2 議案第2号 大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を一括議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

大 議 第 1 9 号

令和2年2月17日

大宜味村議会議長 平良 嗣男 殿

総務常任委員会

委員長 安 里 重 和

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第1号	大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第2号	大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致

(安里重和総務常任委員会委員長 登壇)

○ 総務常任委員会委員長（安里重和） ただいま議題となりました議案第1号及び議案第2号について、総務常任委員会における審査の結果について一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長、住民福祉課長及び企画観光課長兼プロジェクト推進室長の出席を求め、本日午前10時40分から審査を行いました。

はじめに、議案第1号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について報告します。

今回の改正は、沖縄県国民健康保険運営方針で示された標準的な保険料（税）の算定方式が「三方式」（所得割、均等割、平等割）となっているため、資産割の廃止に向けた段階的な保険税見直しと、すでに、3方式となっている市町村の額を参考にした均等割、平等割の段階的な改正となっております。また、本村の国保財政健全化の一助として、保険税調定総額の増加及び、保険税収入の確保・向上を図るものとなっております、併せて赤字補てん繰入金を抑制し、一般会計の負担減を図る内容となっております。

附則としまして、令和2年4月1日から施行することとなっております。

次に、議案第2号 大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について報告します。

今回の改正は、平南川ター滝駐車場及びその他村管理の公園等の運用状況に鑑み、公園等の管理運営に関し、効率的な管理運営及び今後の村観光振興に寄与されることが期待できることから、大宜味村の公園等の管理につきましては、民間事業者による管理運営は可能となるよう、指定管理者制度の仕組みにより実施していけるようにするため、条例の一部改正となっております。

附則としまして、令和2年4月1日から施行することとなり、準備行為においては、第12条第2項に規定する指定管理者の指定手続きその他この条例の施行に必要な準備行為は、条例の施行前においても行うことができることとなっております。

なお、議案第1号及び議案第2号についての質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます報告といたします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第1号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質

疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第1号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第1号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第1号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第2号 大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第2号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第2号 大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第2号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程の追加

○ 議長(平良嗣男) ただいま経済建設常任委員会委員長から、先ほど付託しました議案第3号 平成30年度大川川護岸改修工事の請負契約の変更について及び議案第4号 令和元年度大川川護岸改修工事の請負契約の変更についての委員会審査報告書が提出されました。

お諮りします。議案第3号 平成30年度大川川護岸改修工事の請負契約の変更について及び議案第4号 令和元年度大川川護岸改修工事の請負契約の変更についてを日程に追加し、追加日程第3及び追加日程第4として一括議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって議案第3号 平成30年度大川川護岸改修工事の請負契約の変更について及び議案第4号

令和元年度大川川護岸改修工事の請負契約の変更についてを日程に追加し、追加日程第3及び追加日程第4として一括議題とすることに決定しました。

◎議案第3号及び議案第4号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（平良嗣男） 追加日程第3 議案第3号 平成30年度大川川護岸改修工事の請負契約の変更について及び追加日程第4 議案第4号 令和元年度大川川護岸改修工事の請負契約の変更についてを一括議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。経済建設常任委員会委員長。

大議第20号

令和2年2月17日

大宜味村議会議長 平良嗣男 殿

経済建設常任委員会

委員長 宮城 貢

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第3号	平成30年度大川川護岸改修工事の請負契約の変更について	可決 全会一致
議案第4号	令和元年度大川川護岸改修工事の請負契約の変更について	可決 全会一致

（宮城 貢経済建設常任委員会委員長 登壇）

○経済建設常任委員会委員長（宮城 貢） ただいま議題となりました議案第3号及び議案第4号について、経済建設常任委員会における審査の経過、及び結果について一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長及び建設環境課長の出席を求め、本日午前11時10分からの審査を20分繰り下げて午前11時30分から審査をいたしました。

はじめに、議案第3号 平成30年度大川川護岸改修工事の請負契約の変更について、報告します。

本件は、令和元年第4回臨時会で可決された案件の変更契約であります。

工事名 平成30年度大川川護岸改修工事、工事場所 大宜味村字謝名城地内。

主な変更工種は、土工、法面工、護岸工、雑工一式等の数量増減による増額変更であります。

既契約金額 金9千75万円、増額 金9百52万500円、合計変更金額 金1億27万500円。

契約の相手は有限会社新栄建設となっております。

次に、議案第4号 令和元年度大川川護岸改修工事の請負契約の変更について、報告します。

本件は、令和元年第4回臨時会で可決された案件の変更契約であります。

工事名 令和元年度大川川護岸改修工事、工事場所 大宜味村字喜如嘉地内。

主な変更工種は、パラペット工、護岸工、仮設工、安全施設工、雑工一式等の数量増減による増額変更であります。

既契約金額 金9千4百60万円、増額 金4百23万5千円、合計変更金額 金9千8百83万5千円。

履行期限については、令和2年2月28日から令和2年3月16日まで変更しており、契約の相手は株式会社丸孝組となっております。

なお、議案第3号及び議案第4号についての質疑、討論はなく、いずれも全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第3号 平成30年度大川川護岸改修工事の請負契約の変更についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第3号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号 平成30年度大川川護岸改修工事の請負契約の変更について採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第3号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第4号 令和元年度大川川護岸改修工事の請負契約の変更についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第4号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号 令和元年度大川川護岸改修工事の請負契約の変更について採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第4号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程の追加

○ 議長（平良嗣男） お諮りします。全員発議により提出されました決議案第1号 J Aおきなわ店舗統廃合計画を見直し、大宜味支店の存続を求める要望決議を日程に追加し、追加日程第5として議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって決議案第1号 J Aおきなわ店舗統廃合計画を見直し、大宜味支店の存続を求める要望決議を日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに決定しました。

◎決議案第1号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（平良嗣男） 追加日程第5 決議案第1号 J Aおきなわ店舗統廃合計画を見直し、大宜味支店の存続を求める要望決議を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。1番 大城佐一議員。

（1番 大城佐一議員 登壇）

○ 1番（大城佐一） 決議案第1号 J Aおきなわ店舗統廃合計画を見直し、大宜味支店の存続を求める要望決議

上記の決議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

令和2年2月17日

大宜味村議会議長 平良嗣男 殿

提出者 大城佐一 仲井間宗利 大城邦彦 大山美佐子 友寄景善 宮城 貢 宮城良治 吉浜 覚

賛成者 安里重和

提案理由 J A大宜味支店の廃止は、村行政や地域住民にとって多大な影響があることから、村や地域住民の意見を十分に考慮し、地域の合意なく廃止の対象としないよう強く要望するため。

J Aおきなわ店舗統廃合計画を見直し、大宜味支店の存続を求める要望決議

令和2年2月7日付け琉球新報報道において、J Aおきなわが全県的な店舗再編により支店や生産資材店などを統廃合することが報じられた。また、同記事では、J A大宜味支店は廃止対象となり、今後は「よりそいプラザ」として位置づけられているが、本村地域にとって、支店の役割は大きく、存続は切実なものとなっている。

大宜味支店の役割及び存続の必要性は以下4項目である。

- （1）本村は中山間地域という地域性から、農家・組合員及び地域住民にとって支店は地域の拠点であり、生活に不可欠なものである。そのため、今回の報道を受け地域住民からは、「廃止案を撤回して欲しい」「長期に渡り築き上げた信頼関係が崩れる」など、多数の不安の声が上がっている。
- （2）本村にはJ A・郵便局以外に金融機関はないため、ATMが使えない高齢者にとって年金を受け取るJ A大宜味支店窓口がなくなると、地域の生活基盤そのものが弱体化する。
- （3）農村地域である本村は、農業振興においても、支店と協力体制を密にしており、廃止は農政及び農業全体の停滞を招き、存続は村民の願いである。

(4) JA大宜味支店は、本村の指定金融機関であり、今後も継続させていく考えを持っている。

よって、計画の推進にあたっては、村行政や地域住民にとって多大な影響があることから、村や地域住民の意見を十分に考慮し、地域の合意なく廃止の対象としないよう、大宜味支店の存続を強く要望いたします。

以上、決議する。

令和2年2月17日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

宛先、沖縄県農業協同組合代表理事理事長、沖縄県農業協同組合経営管理委員会会長

以上です。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

決議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって決議案第1号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから決議案第1号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから決議案第1号 JAおきなわ店舗統廃合計画を見直し、大宜味支店の存続を求める要望決議を採決します。

決議案第1号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって決議案第1号は、原案のとおり可決されました。

○ 議長（平良嗣男） お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

- 議長（平良嗣男） これで本日の日程は、全部終了しました。
会議を閉じます。
令和2年第1回大宜味村議会臨時会を閉会します。
大変お疲れさまでした。

(午後 0時27分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員